

契約締結後交付書面

本書面は、電気事業法第2条の14第1項に基づき、お客様のご契約内容について重要な事項を記載したものです。

1. 契約について

ご契約年月日・供給地点特定番号について	契約内容一覧表に定めるところによります。
利用料金	・お客さまの利用料金は、以下の基本料金、電力量料金および供給管理費並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金（電力需給約款附則第1条参照）、グリーン促進費（電力需給約款附則第2条参照）および容量拠出金反映額（電力需給約款附則第3条参照）の合計額とします。なお、容量拠出金反映額の概要については次の欄をご確認ください。 ・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。 ・基本料金は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金の基本料金と同額といたします。なお、託送供給等約款の定めのとおり、需要場所の負荷の力率に応じて、力率割引または割り増しが適用され、また、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）の基本料金は、半額となります。 ・電力量料金は、以下の(a)、(b)、(c)および(d)それぞれの算定式によって求められる金額の総額とします。 (a) 使用電力量 × 託送従量単価(※1) (b) 30分コマ(※2)ごとの使用電力量 × 各30分コマに対応するエリアプライス(※3) ÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率) (c) 使用電力量 × JEPXが定める約定量1kWhあたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5) ÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率) (d) 使用電力量 × グリーン促進費単価（電力需給約款附則第2条参照） ※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものとします。 ※2：「30分コマ」とは、1日を毎時0分から30分までと毎時30分から0分までの48個に区切った30分単位を指すものとします。 ※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場取引における、一般送配電事業者の供給区域の30分コマごとのエリアプライスを指すものとします。 ※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものとします。

	※5：N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N＋1月の検針日の前日が属する月のスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものとします。 ・供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額とします。なお、供給管理費単価は、契約内容一覧表に定めるところとします。 (a) 電気料金の算定期間における使用電力量が0kWhでないとき 供給管理費 ＝ 供給管理費単価①【円/kW】×契約電力×（1.85－力率/100） ＋供給管理費単価②【円/kWh】×使用電力量 (b) 電気料金の算定期間における使用電力量が0kWhであるとき 供給管理費 ＝ 供給管理費単価①【円/kW】×契約電力×50/100 ・予備電力を契約される場合、予備電力の利用の有無にかかわらず、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める予備電力（予備線または予備電源）に係る託送料金と同額の基本料金をお支払いいただきます。なお、力率による料金の割引及び割増しはしないものとします。また、供給地点における予備電力によって使用した電気の電力量は、常時供給電力によって使用した電気の電力量とみなすものとします。 ・当社は、一般送配電事業者による託送供給等約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により当社が料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に関わる変更をいいます。）が必要と判断した場合には、事前に新たな単価・算出方法等の内容およびその適用開始日を書面、インターネットでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、電力需給契約における料金の改定を行うことができます。
グリーン促進費	グリーン促進費とは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づき、電気事業者が講ずべき措置として目標値が定められている非化石電源比率の向上について、目標の達成に必要な非化石証書の調達等に係る費用に相当する額として当社が定める以下の算式により算定される金額といたします。 <u>グリーン促進費</u> <u>＝グリーン促進費単価（下記により算出される単価）×使用電力量（kWh）</u> <u>グリーン促進費単価</u> <u>＝（非F I T非化石証書の指定金額※1＋非化石市場の売買手数料※2）×中間目標比率※3÷（1－損失率※4）×（1＋消費税率）</u> ※1.「非F I T非化石証書の指定金額」とは、JEPXが定める非化石価値取引規程第11条に基づき設けられる価格制限のうち「非F I T再エネ指定非化石証書」または「非F I T再エネ指定なし非化石証書」の最高価格のいずれか高い方の価格をいいます。この最高価格が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月1日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の最高価格とします。

	※2.「非化石市場の売買手数料」とは、JEPX が定める非化石価値取引規程 第 20 条に規定される売買手数料をいいます。この売買手数料が変更された場合には、変更された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の算定期間より、変更後の売買手数料とします。 ※3.「中間目標比率」とは、高度化法により当社が課される非化石電源比率をいい、原則として、毎年 6 月にその年の 4 月から翌年 3 月までの期間において適用される目標比率が通知されます。中間目標比率が通知された場合には、通知された日が属する月の翌月 1 日以降に開始する最初の料金の算定期間より、変更後の比率とします。 ※4.「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。 グリーン促進費単価の改定 当社は、毎月 1 日時点において、グリーン促進費単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のグリーン促進費単価により算定するグリーン促進費の適用を開始するものといたします。 ※その他の詳細は、電力需給約款附則第 2 条に定める内容をご確認ください。
容量拋出金 反映額	・容量拋出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拋出金について、この容量拋出金に相当する額として当社が定める金額を、2024 年 4 月の起算日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金においてお客さまに請求するものであり、以下に定める「容量拋出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拋出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。 イ) 容量拋出金反映基礎額 容量拋出金反映基礎額は、【契約電力(※1) × 容量拋出金反映基礎額単価(※2)】の算式によって算定する金額とします。 ※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。 ※2：容量拋出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拋出金の見込金額をもとに、年度（毎年 4 月の起算日から翌年 4 月の起算日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拋出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。 N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拋出金反映基礎額は、N 月 1 日から N 月末日までの期間における容量拋出金を対象とします。 ロ) 容量拋出金反映調整額
	容量拋出金反映調整額は、【契約電力(※1) × 容量拋出金反映調整額単価(※2)】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拋出金反映調整額の加減算により、「容量拋出乖離額」（容量拋出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拋出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拋出金反映額の請求を受けたお客さまか否かにかかわらずに受け付けます。 ※1：料金の算定期間の途中で契約電力を変更した場合は、当該算定期間中に適用された日数がより多い契約電力の値を適用いたします。 ※2：容量拋出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拋出乖離額をもとに、各月の起算日から翌月の起算日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拋出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。 容量拋出乖離額が 0 円未満の場合は、容量拋出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拋出金反映基礎額に加算するものとします。容量拋出乖離額が 0 円以上の場合は、容量拋出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拋出金反映基礎額から減算するものとします。 N 月の起算日から N+1 月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拋出金反映調整額は、以下の期間における容量拋出金に基づき算出する容量拋出乖離額を対象とします。 ・N－4 月 1 日から N－4 月末日までの期間における容量拋出金 ・N－8 月 1 日から N－8 月末日までの期間における容量拋出金 ・N－12 月 1 日から N－12 月末日までの期間における容量拋出金 ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拋出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拋出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の起算日から翌々々月の起算日の前日までの期間を算定期間とする容量拋出金反映調整額にて行います。 ・当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、容量拋出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拋出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。 ・容量拋出金反映額の加減算を分割にて行っているお客さまの電力需給契約が終了する場合、電力需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拋出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。 ・未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法

	にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。
契約電力 供給開始日	電力需給約款および契約内容一覧表に定めるところによります。
供給電圧・ 周波数	供給電圧は標準電圧 6,000 ボルト又は標準電圧 20,000 ボルト以上で、従前のものと同じとします。また、周波数は標準周波数 50 ヘルツ又は 60 ヘルツのいずれか、従前のものと同じとします。
契約期間と 契約の更新	電力需給契約の契約期間は、別に定める場合を除き、当社からの供給開始の日から 1 年後の日の属する月の末日までとします。ただし、当該契約期間の満了に先立ち、契約期間満了日の 3 ヶ月前までにお客さままたは当社のいずれからも相手方に対して電力需給契約の変更または終了の旨の書面による申し出がない限り、電力需給契約は契約期間満了の翌日以降 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
附帯サービス	・お客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下に定める内容の「れいわ(RE100)プラン」（以下、本欄において「本附帯サービス」といいます。）を電力需給契約に附帯することができます。 ・本附帯サービスは、当社がお客さまに供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします。）を使用し、実質的に再生可能エネルギー100%として供給するよう努め、かつ実質的な二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0kg-CO2／kWh とする環境価値を付与するよう努めるオプションサービスです。 ・本附帯サービスにおいて当社がお客さまに供給する電気を用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。 ・本附帯サービスを附帯するお客さまの電気料金は、電力需給契約における電力量料金単価について、本附帯サービスの料金相当額として 2.0 円（税込）／kWh を増額した金額を適用するものとします。 ・お客さまの電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。
保証金	・電力需給契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想月額料金の 3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができます。

	・電力需給契約の締結に際し、当社が、お客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが債務の履行を遅延する等、当社が必要と認めた場合には、当社は、お客さまに対し、予想月額料金 3 ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができます。 ・当社は、託送供給等約款が改定された場合、関係法令・条例・規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、またはその他当社が必要と判断した場合、保証金の内容を変更することがあります。 ・電力需給契約が終了した場合において、お客さまの未払い債務に充当してもなお残額がある場合等、お客さまに対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後 3 ヶ月以内に、保証金の残額をお客さまに返還するものとします。なお、当社は、契約保証金に利息を付さないものとします。 ・その他保証金に関する詳細は、電力需給約款第 13 条に定めるとおりとします。
部分供給契約の場合の供給形態	・お客さまの需要場所全体において使用される電力のうち、ベース部分を供給する小売電気事業者が供給する需要を越えた部分について、当社が供給いたします。 ・当社の最大需要電力は、お客さまの需要場所全体の最大需要電力からベース部分の供給者の契約電力を差し引いたものいたします。

2. 料金の算定およびお支払い

電力料金の適用開始日	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計算と電気料金の算定	・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合、お客さまとの協議によって定めます。 ・電気料金の算定期間は、以下の場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。 イ) 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電力需給契約が消滅した場合 ロ) 月の途中で契約電力等を変更することに合意し、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
日割計算	料金の算定期間中に、契約の開始、解約、解除または契約内容の変更によりお客さまに適用される料金の変更があった場合は、当該算定期間の基本料金は、日割り計算をいたします。
流通費用調整額の発生について	部分供給時と一供給者による全量供給時とを比較した際に生じる託送料金相当の差異について、一般送配電事業者を通じて流通費用調整額として請求される場合は、お客さまの負担といたします。
電気料金以外の費用	・お客さまの供給設備の工事について、当社が一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、当社に当該工事費相当額をお支払いいただきます。なお、部分供給に係る契約を締結している場合、接続契約と需給

	契約の双方の履行に関連し発生する工事費については、協議によってそれぞれの寄与割合を定めるものといたします。 ・料金または費用を、当社が指定した金融機関等を通じての払い込みによりお支払いいただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。 ・支払期日を経過してなお料金または費用のお支払がない場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、未払いの債務の合計金額に対して、年 14.5%の割合による遅延損害金を請求する場合があります。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。 ・契約電力を超過して電力を使用した場合、電力需給約款の第 10 条に従い、契約超過金をお支払いいただきます。 ・お客さまが一般送配電事業者の設備を損傷または亡失し、一般送配電事業者からの賠償額が発生した場合、当社に当該賠償金相当額をお支払いいただきます。
支払方法	電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、当社の指定した金融機関等を通じた払い込み、口座自動振替またはクレジットカード払い等その他の申込書等当社所定の様式に定める方法により、お客さまに支払っていただきます。払い込みに関しては、公共機関関連のみのご対応となります。また、払い込みにより発生する手数料等はお客さまにご負担いただきます。
支払の期日	電気需給申込書に記載されたお支払方法の期日にてお支払いをお願いいたします。
信用情報の共有	お客さまが「4. 当社からの申し出による契約の解除・変更」内の各事由に該当する場合には、電力需給契約に係る名義、需要場所及び料金の支払状況等について、他の小売電気事業者へ当社が提供することがあります。

3. お客さまからの申し出による契約の解除・変更

契約の変更または解除の申し出方法	・契約電力の増加または減少を希望する場合は原則として変更希望日の 3 ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、書面による当社の了解を得ていただきます。 ・お客さまが契約電力を新たに設定または増加させた後、1 年未満は、契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。 ・契約の解約を希望する場合は希望解約日の 3 ヶ月前までに当社に書面、電話、FAX または電磁的方法により通知していただきます。希望解約日は原則として検針日とします。
中途解約の違約金	供給開始日または、当社とお客さまとの間で電力需給にかかる条件について変更するための契約の適用開始日から起算して 1 年未満の解約をお客さまが希望される場合については、当該解約日が属する月を 1 ヶ月目とし、お客さまの電力需給契約の直近 3 ヶ月分の基本料金を合算した額を、当社が指定する期日までに、中途解約の違約金としてお客さまは当社に対して支払うものとします。

4. 当社からの申し出による契約の解除・変更

・お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は 15 日前までの通知により電力需給契約を解除する場合がございます。 イ)お客さまが、支払日に代金の一部もしくは全部を支払わないまたは支払日を経過した後に代金を支払ったとき ロ)以下のいずれかに該当する事由が発生または発覚した場合 ・お客さまが一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項に協力しない場合 ・お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合 ・お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合 ・債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査にお客さまが適合しない場合 ・その他、電力需給約款の定め に 反する事由や、お客さまによる電気の使用が適当でないと当社が判断する事由がある場合 ハ) 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき ニ) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産または会社更生その他の倒産手続の申立があったとき ホ) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき ヘ) その他お客さまの財産状態が著しく悪化し債権保全のため必要と認められるとき ト) 電力需給約款第 15 条にもとづく供給の停止がされ、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき チ)上記の他、電力需給約款に定める事由が生じた場合 ・当社が電力需給契約を解除した場合、前述のお客さまからの申し出による契約の解約に伴う中途解約の違約金と同額、および、当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を、契約精算金として当社に支払っていただきます。 ・当社は、解約希望日の 1 ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、電力需給契約を解約することができるものとします。
--

5. 託送供給等約款の遵守

お客さまの土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。詳細は電力需給約款第 14 条(2)をご確認ください。
保安に対するお客さまの協力	お客さまが、次のいずれかについてお気付きの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますよう、ご協力ください。詳細は電力需給約款第 14 条(5)をご確認ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さま、および個人のお客さまのうち営業のためにまたは営業としてご契約いただいたお客さまは除きます。）

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売によりご契約された場合、法定の重要事項説明書面をお客さまが受領された日を含め、8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）により本契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 上記 1 の期間が経過した後であっても、お客さまが、当社がクーリング・オフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合、当社が改めてクーリング・オフを行う事ができる旨を記載して交付した書面をお客さまが受領した日を含め 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）によりクーリング・オフを行うことができます。
3. お客さまがクーリング・オフをする場合は、クーリング・オフに係わる書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）を発した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）に、その効力が生じます。
4. クーリング・オフがなされた場合、
 - ①当社は、お客さまに対し、クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を請求することはありません。
 - ②すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は、速やかにその全額を返還します。
 - ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。
5. クーリング・オフを行う場合、必要事項を記載のうえ当社まで書面または電磁的記録（当社ホームページのクーリング・オフの受付フォーム等）にてご送付ください。
名称：Japan 電力株式会社
住所：〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名 2 丁目 2-13 ビーロッド大名ビル 6F
書面の記載内容：
(1)お客さまの氏名、住所、電話番号、(2)ご契約日（お申込日）、
(3)販売店名、住所、電話番号(4)ご契約の電気料金メニュー名、
(5)「(2)の日付の申し込みを撤回します。/本契約を解除します。」
6. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。
<https://japaden.jp/coolingoff/>